



公益法人だより

H23. 4. 15

VOL. 5

鹿児島県 学事法制課

1 鹿児島県公益認定等審議会の開催状況

平成22年度（3月開催分）

回数	開催日	審議	内容	法人名
第20回	H23. 3. 17	答申	移行認定	(公財) 鹿児島県老人クラブ連合会 (公財) 慈愛会 (公社) 鹿児島県栄養士会 (公社) 鹿屋市シルバー人材センター (公社) 伊佐市シルバー人材センター (公財) かごしま豊かな海づくり協会 (公財) 薩摩川内市民まちづくり公社 (公社) かごしま犯罪被害者支援センター
			公益認定	(公社) 鹿児島県臨床工学技士会
		諮問	移行認定	(財) 鹿児島市衛生公社 (社) 鹿児島県助産師会 (財) 鹿児島県柔道会 (財) 鹿屋体育大学体育・スポーツ振興教育財団 (財) 山本奨学会
第21回	H23. 3. 22	諮問	移行認定	(社) 南さつま市農業公社 (社) 西之表市農業管理センター (財) 中村晋也美術館
			移行認可	(財) 陽山美術館
第22回	H23. 3. 24	答申	移行認定	(公財) 鹿児島市衛生公社 (公社) 鹿児島県助産師会 (公社) 南さつま市農業公社 (公社) 西之表市農業振興公社 (公財) 鹿児島県柔道会 (公財) 鹿屋体育大学体育・スポーツ振興教育財団 (公財) 山本奨学会 (公財) 中村晋也美術館
			移行認可	(一財) 陽山美術館 (※)

(※ 公益目的支出計画を作成)

2 特例民法法人の移行等状況

- ・ 公益法人制度改革関連3法の施行後、鹿児島県公益認定等審議会で答申した法人数は、下記のとおりとなっています。

●鹿児島県の状況（H23. 4. 12現在の答申数）

法人数 A	公益法人へ	一般法人へ	合計 B	進捗率 (B/A)	一般法人から 公益法人へ
344	平成21年度 5法人	平成21年度 1法人	33法人	9.59%	平成22年度 2法人
	平成22年度 26法人	平成22年度 1法人			

（※ 法人数 A は、平成21年4月1日現在の特例民法法人数（国からの移管を含む。））

●全国の状況（H23. 4. 11現在の答申数）

法人数 A	公益法人へ	一般法人へ	合計 B	進捗率 (B/A)
23,856	1,311	454	1,765	7.39%

（※ 法人数 A は、平成21年12月1日現在の特例民法法人数）

3 電子申請ID取得法人数

- ・ 移行申請手続や移行後の各種書類の提出については、電子申請で行っていただくことを推奨しております。電子申請を行いますと、申請書類の審査もスピーディーに行えますので、早期のID取得をお願いします。

4 情報コーナー

公益法人制度改革に伴う、移行申請期間もあと2年7箇月となり、法人の皆様におかれましては、もう既に移行準備作業に着手されていることと思いますが、今回は一般法人への移行手続や認可後の留意点をまとめましたので、申請作業の参考にしてください。

認可基準

特例民法法人が新制度の一般法人に移行するには、次の2つの基準を満たしている必要があります。

(1) 定款変更

定款の変更案の内容が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及びこれに基づく命令の規定に適合するものであること。

(2) 公益目的支出計画

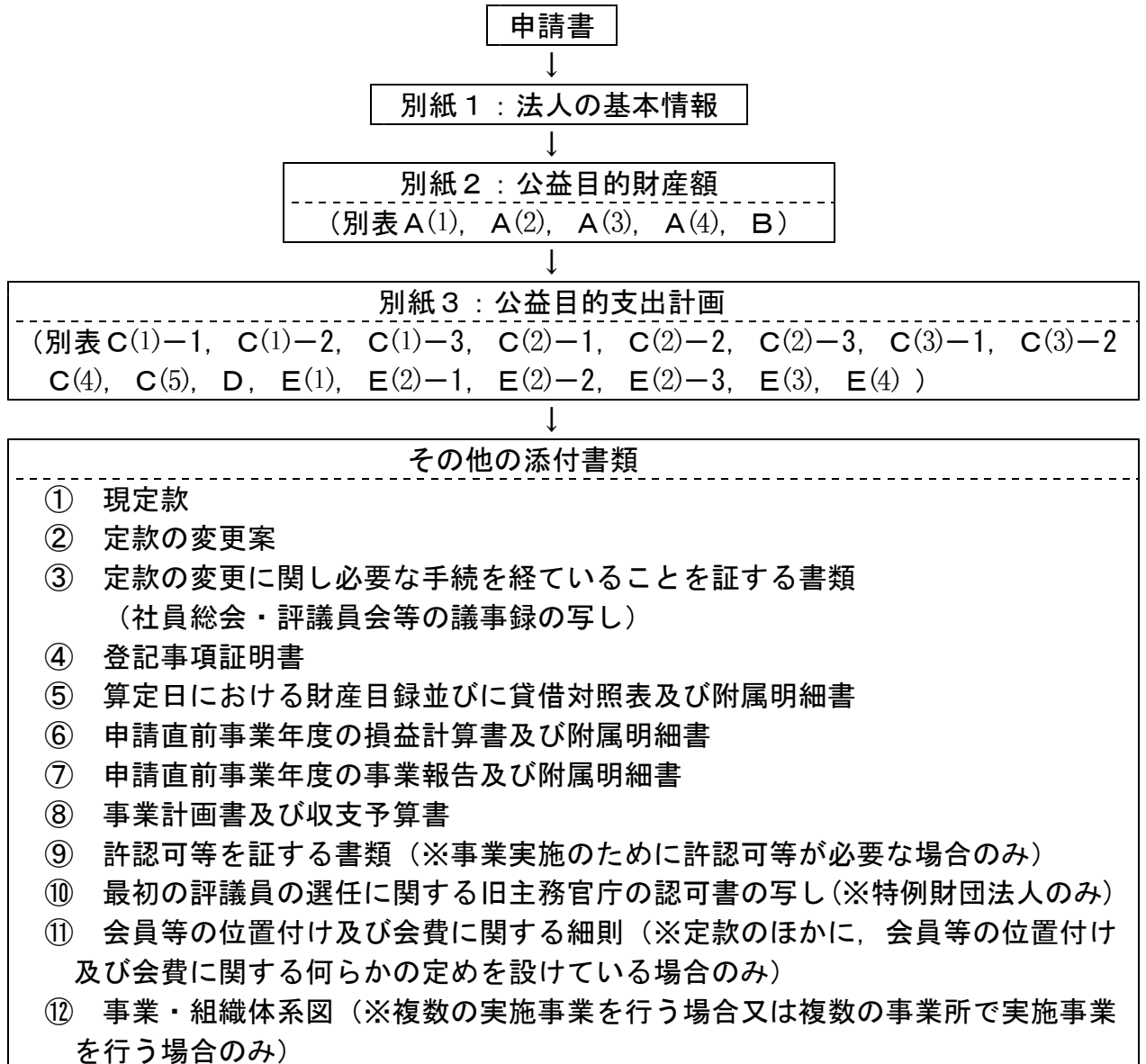
公益目的支出計画が適正であり、かつ、確実に実施すると見込まれるものであること。

※ 公益目的支出計画とは、移行認可を申請する特例民法法人の移行時の純資産額を基礎に算定した公益目的財産額に相当する金額を公益の目的のために支出していく計画です。

なお、公益目的財産額が0円以下の法人は、公益目的支出計画を作成する必要はありません。

申請書の構成

移行認可の申請書類は、申請内容を要領よく説明していただけるよう、次のとおり、申請書（かがみ文書）に続いて、記載事項のまとまりに即して、別紙1～別紙3及びその他の添付書類から構成されています。



※ 公益目的財産額が0円以下の場合、別紙3「公益目的支出計画」の作成は不要です。

※ 各申請書類の記載方法等については、公益インフォメーション (https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/koeki/pictis_portal/common/portal.html) に掲載されている「申請の手引き 移行認可編」及び「申請書類の記載例」等を参考に作成してください。

移行登記

特例民法法人が一般法人への移行認可を受けたときは、その主たる事務所の所在地においては2週間以内に、その従たる事務所の所在地においては3週間以内に、①当該特例民法法人については、解散の登記、②名称変更後の一般法人については、設立の登記をしなければなりません。

また、①及び②の登記をした後、遅滞なく、行政庁だけでなく旧主務官庁に登記事項証明書を添付して、その旨を届け出なければなりません。

事業年度の終結と計算書類等の作成

移行認可を受けた前後で法人の名称や組織運営に係る規制が変更されることから、特例民法法人が移行認可を受けた際には、移行の登記の前後で事業年度を区分する必要があります。

公益目的財産額等の確定手続

移行法人（公益目的支出計画を実施する法人）は、移行の登記をした日から公益目的支出計画を実施していくこととなりますので、法令上、公益目的財産額の算定日は、移行の登記の日の前日となります。

したがって、移行の登記を行った法人（移行認可申請時の公益目的財産額が零を超える法人）は、移行の登記の日の前日を算定日として、同日の貸借対照表に基づき公益目的財産額（確定額）を再度算定し、移行の登記の日から3ヶ月以内に公益目的財産額等の確定の手続を行わなければなりません。

また、移行認可申請時の公益目的財産額と確定額が異なる場合は、公益目的支出計画の実施期間も併せて確定させることになります。

※ 公益インフォメーションに、「公益目的財産額の確定に係る必要書類の手引き」が、掲載されていますので、参考にしてください。

移行後に、申請した事項を変更する場合の手続

移行法人にとって事業活動の基本は、認可を受けた公益目的支出計画です。したがって、認可を受けた公益目的支出計画の変更をしようとする場合には、変更認可の手続を行わなければなりません。

※ 公益インフォメーションに、「変更認可申請・変更届出の手引き」が、掲載されていますので参考にしてください。

公益目的支出計画実施報告書の提出等

移行法人は各事業年度ごとに、公益目的支出計画の実施の状況を明らかにする「公益目的支出計画実施報告書」を作成し、計算書類等とともに行政庁に提出する必要があります。

また、行政庁としては、移行法人の公益目的支出計画の履行を確保するために必要な範囲内において、当該移行法人を監督するものとされており、その業務若しくは財産の状況に関し報告を求め、又はその職員に、当該移行法人の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがあります。

5 お知らせ

＜公益法人だよりについて＞

平成22年度から公益法人だよりを発行しましたが、これまでの主な内容は以下のとおりとなっていますので、今後とも移行申請の手続等に活用してください。

- ・ 公益法人だよりVOL. 1・・・公益インフォメーションの掲載内容について
- ・ " VOL. 2・・・移行申請に関する事務の流れについて
- ・ " VOL. 3・・・定款の変更の案、認定基準について
- ・ " VOL. 4・・・移行申請スケジュールについて

＜財務相談会について＞

平成24年度に移行申請を予定している法人を対象にした、公認会計士による財務相談会を今年の秋頃に予定しています。開催の内容については、改めてお知らせいたします。

なお、法人からの個別相談は随時受け付けていますので、必要な際は、所管課に連絡してください。

＜移行申請に係る意向調査について＞

法人からの移行申請に対して、円滑な事務処理を図るためのアンケートを実施いたします。各所管課から照会がありますので、御協力の程、よろしくお願いいたします。